２．　特定デジタルプラットフォームについての苦情の処理及び紛争の解決に関する事項

（１）商品等提供利用者からの苦情及び紛争の件数

＜数値の取得方法に係る説明＞

（２）苦情及び紛争の主な類型

（３）苦情及び紛争の処理期間の平均期間

＜数値の取得方法に係る説明＞

（４）苦情及び紛争の結果の概要

◆（５）その他苦情の処理及び紛争の解決に関する事項※４

＝＝＝＝＝＝
（記載上の注意）
４．「（５）その他苦情の処理及び紛争の解決に関する事項」においては、苦情及び紛争の主な類型ごとの例、当該例における特定デジタルプラットフォーム提供者の対応状況、法第５条第２項第２号に掲げる事項に関する一般利用者からの苦情の処理及び紛争の解決の概要その他の苦情の処理及び紛争の解決に関する事項について、任意に記載すること。

３．　法第５条第１項から第４項までの規定に基づく開示の状況に関する事項※５

（１）利用者に開示した提供条件の内容

◆（２）法第５条第３項及び第４項の規定に基づき開示された事項その他同条第１項から第４項までの規定に基づく開示の状況に関する事項

＝＝＝＝＝＝
（記載上の注意）
５．(1)「（１）利用者に開示した提供条件の内容」
・「利用者」は、特定デジタルプラットフォームを利用するものに限る。
・前年度の末日時点の数値を記載すること。
(2)「（２）法第５条第３項及び第４項の規定に基づき開示された事項その他同条第１項から第４項までの規定に基づく開示の状況に関する事項」における「法第５条第３項の規定に基づき開示された事項」については、法第５条第３項各号に掲げる事項それぞれについて、主な類型及び当該類型ごとの開示の例、第９条第１項各号及び第２項に掲げる場合における同条第１項各号及び第２項各号ごとの主な類型及び当該類型ごとの例について任意に記載すること。
(3)「（２）法第５条第３項及び第４項の規定に基づき開示された事項その他同条第１項から第４項までの規定に基づく開示の状況に関する事項」における「法第５条第４項の規定に基づき開示された事項」については、法第５条第４項各号に掲げる事項それぞれについて、主な類型、当該類型ごとの開示の例及び実際に設けた事前通知の日数の例、第12条各項各号に掲げる場合における同条各項各号ごとの主な類型及び当該類型ごとの例について任意に記載すること。